

整理番号	消防－法不－89
------	----------

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課（違反是正）（06－4393－6372）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	貯蔵施設、販売方法の基準適合命令
概要	市長は、液化石油ガス販売事業者の貯蔵施設又は販売の方法が、法令の基準に適合していないと認めるときは、当該事業者に対し、法令の基準に適合させるように命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第16条第3項 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/)
処分基準	・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第16条第3項 経済産業大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた液化石油ガス販売事業者の貯蔵施設又は販売の方法が第1項の経済産業省令で定める技術上の基準又は前項の経済産業省令で定める基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合するように貯蔵施設を修理し、改造し、若しくは移転し、又はその基準に従って液化石油ガスの販売をすべきことを命ずることができる。 どのような場合に、上記命令を発動するかについては、個々の事情に応じて具体的かつ現実的な災害の発生の防止について判断する必要があるので、画一的な基準をお示しすることは困難です。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備考	